

## 令和5年川南町教育委員会第4回定例会会議録

- 1 日 時 令和5年4月26日（水）午前9時30分～午前10時30分
- 2 会 場 川南町生涯学習センター
- 3 出席者 坂本幹夫教育長、川添健一教育長職務代理者、  
富山美津子委員、本多京子委員、椎木祐司委員
- 4 欠席委員
- 5 関係職員 山本博課長、鈴木一成教育対策監、橋口実課長補佐
- 6 議 事

### ○教育長

ただ今から令和5年川南町教育委員会第4回定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程についてお諮りいたします。お手元に配付のとおり、議事を進めてよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、申合せにより川添健一委員を指名します。

### ○川添委員

はい。

### ○教育長

日程第2「前回の会議録の承認について」を議題とします。既に原案を配付しておりますが、会議録に記載した内容に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。したがって、原案どおり承認することに決定しました。日程第3「報告事項」を議題とします。まず私から行います。1ページを御覧ください。4月の報告事項でございます。主なものを報告します。まず、4月3日は辞令交付式、第1回初期研修等が行われました。委員の皆様には、教職員着任式に参加していただきありがとうございました。4日以降、課内会議、運動部活動任用に係る研修会、歓送迎会、学校運営協議会第1回全体会を7日までに行いました。11日と12日に行われた中学校、小学校の入学式に参加していただきありがとうございました。15日に川南湿原の開園式が行われました。20日は县市町村教育長連絡協議会。24日の中部教育事務所児湯地区教育長会には、教育対策監に代理出会をしてもらいました。昨日、町教育研究所の開所式を行いました。本日は、育英会理事会と教育委員会定例会です。29日は、スポーツ少年団の入団式が予定されています。次に5月の予定となります。1日に臨時議会。2日が行政経営会議となっています。10日は女性団体連絡協議会総会。11日に行われる川南町交通安全の集いに参加します。14日から16日かけて、町村教育長の全国大会が行われます。4年振りの参加となります。17日以降、記載のとおり各地区高齢者教室の開講式が行われます。19日に予定してある児湯地方教育長連絡協議会に、教育委員への参加依頼がありましたらよろしくお願ひします。私からは以上です。

次に課長お願いします。

## ○課長

1 番目、教育課の新年度体制になります。御確認いただきたいと思います。

2 番目、日本三大開拓地交流事業についてです。福島県矢吹町で開催予定でしたが今年度も中止決定の連絡がありました。

3 番目、スポーツ少年団入団式についてです。4月29日（木・祝）午前8時30分から農村環境改善センターで行います。

4 番目、川南湿原開園についてです。開園期間は、4月15日（土）から11月30日（木）までです。開園式を4月15日（土）に川南湿原の管理棟で行いました。

5 番目、令和5年度学校保健特別対策事業費補助金についてです。令和3年度と4年度は、新型コロナウイルス感染防止対策としてこの事業に取り組み、検温器等の備品や消毒剤等の消耗品の購入、修学旅行等屋外における活動で密を避けるためバスを借用しました。令和5年度は、事業の内容が変わっており、換気に要する経費が補助対象のため本町としては、取り組まないことにしました。

6 番目、令和5年度食物アレルギーのある児童生徒は10名です。

7 番目、令和5年度学校給食費の値上げ（200円増）についてです。物価高騰の影響もあり、小中学校とも200円の増となりました。値上げ分については、予算化し支援をすることにしていきますので、実質負担額は変わりません。

8 番目、野菜苗の配付についてです。今年度もジェイエイ・アグリシード株式会社が小学校に野菜苗の配付を行います。私からは以上です。

## ○教育長

次に、教育対策監お願いします。

## ○教育対策監

お手元の3ページの資料ではなく、先ほどお配りしました資料（差し替え版）を御覧ください。

まず、児童生徒の状況についてです。

4月14日現在の本町の児童生徒数は小学校772名、中学校418名、合計1,190名となっております。

4月7日に1学期の始業式が行われました。病気等により町内で19名の欠席者がおりましたが、順調なスタートを切ったところであります。また、4月11日に中学校、翌12日に小学校の入学式がそれぞれ行われましたが、中学校全体で10名、小学校全体で12名の欠席者がおりました。そのうち、新入生の児童生徒におきましては、中学校で1名の欠席者がいましたが、順調なスタートを切ったところです。

続きまして、児童生徒の生命に係る事故や問題等についてですが、4月19日（水）の午後2時45分頃、東小学校の男子児童が、友人と下校後に校門近くで追いかけてごっこをした際、道路に飛び出し、走ってきた軽トラックにはねられる事故が発生いたしました。この事故を受けて、学校では、登下校時における安全を確保するため、事故当日に、東小学校の全保護者宛にメールにて注意喚起を促すとともに、翌日朝には緊急の全校集会を開いて、事故の概要の説明と、交通安全及び命の大切さに関する注意喚起を行ったところでございます。

次に教職員の状況についてです。

はじめに、訃報でございます。病氣療養中でありました仙田勝一朗主幹教諭が昨日未明にお亡くなりになられたとのことでございます。謹んで御冥福をお祈りいたしたいと思っております。

次に、交通事故関連ですが、追突による車両接触事故の報告が1件ありました。

この状況を受けまして、町校長会と町教頭会において交通ルールを守るとともに、交通安全に気を付けるよう全職員に対して指導するようお願いをしたところでございます。これからも、様々な機会を通じて交通安全を含む、コンプライアンスの徹底についてお願いしていきたいと考えております。

これまでの行事につきましては、掲載の通りでございます。

今後の行事については、5月9日に校長先生方がどのような学校を目指し運営していくのかを説明する「学校経営ビジョン説明会」を計画しておりますので、皆様の御出席をよろしくお願いいたします。

その他といたしまして、2点ございます。

まず1点は、読解力の向上に向けた新聞の利活用についてです。本年度から押川商会様の御協力で、毎週土曜日に発行される宮日こども新聞を、町内の全ての小学5年生に無償提供されることになりました。また、中学校におきましては、5月より全学級に毎日1部ずつ宮崎日日新聞を購読することにしております。今後は、日々の授業等において、新聞を積極的に利活用することを通じて、学習の基盤となる読解力の向上に生かしていきたいと考えております。また、児童生徒による作品の投稿なども促してまいります。

2点目は、学校ホームページの更新やフェイスブックの活用についてもお願いをしたところでございます。

最後に、学校訪問の計画についてです。

支援訪問、町教育委員会計画訪問については、本年度は、国光原中学校区が対象となりますが、現在、各学校と中部教育事務所とで日程の調整を行っている段階であります。後ほど、正式に御案内を差し上げますので御出席をよろしくお願いいたします。なお、午前中の学校説明、授業参観のみとなります。

町教育委員会視察訪問については、唐瀬原中学校区が対象となりますが、支援訪問の期日が決定した後に調整を行うこととなりますので、現時点では未定であります。

視察訪問については、4校時、(5校時)の参観授業、給食、5校時参観授業、意見交換の予定となっております。

以上で、私の説明を終わります。

#### ○教育長

これまでの報告事項に対する質疑はありませんか。

#### ○富山委員

食物アレルギーの報告がありましたが、重度な子どもはいるのですか。また、どのような食物にアレルギーがあるのですか。

#### ○課長

アナフィラキシーに対応するエピペンを常備している者が1名います。原因食品は、

えび、かに、ナッツ類、卵などになります。

○本多委員

食物アレルギーがある子どもに対してはどのような対応をされているのですか。

○課長

原因食品を除去した除去食で対応しています。また、パンや麺を家庭から持参しているものもいます。

○椎木委員

除去食等の提供の方法はどのようにされているのですか。

○課長

対象者それぞれの容器を準備し、保冷バック等で個別梱包を施した上で各校に配送しています。その後、細心の注意を払い対象者へ提供しています。

○教育長

その他質疑はありませんか。

○本多委員

三大開拓地交流が中止になったとのことですが、コロナを懸念しての決定なのでしょうか。

○課長

矢吹町から早々に連絡がありました。コロナを考慮のことだろうと思います。

○教育長

その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

他に質疑がなければ報告事項を終わります。日程第4、報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」御説明いたします。

報告第1号につきましては、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく専決処分しました専決第1号から専決第5号及び専決第7号、「県費負担市町村職員の任免その他進退に係る内申について」、教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものでございます。

専決第1号は、県費負担市町村職員の任免その他進退に係る内申について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、3件の県費負担市町村職員の任免について内申するものです。

当該職員は、〇〇〇〇氏と〇〇〇〇氏で、〇〇〇学校会計年度任用職員に内申するものです。

期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までです。

次に、〇〇〇〇氏で、〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。

期間は、令和5年4月1日から令和5年8月7日までです。

次に、〇〇〇〇氏で、〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。

期間は、令和5年4月1日から令和5年9月30日までです。

次に、〇〇〇〇氏で、〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。  
期間は、令和5年4月1日から令和5年9月30日までです。  
専決第2号は、3件の県費負担市町村職員の任免その他進退に係る内申についてです。

1件目は、〇〇〇〇氏で、〇〇〇学校会計年度任用職員に内申するものです。  
期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までです。

2件目は、〇〇〇〇氏で、〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。  
期間は、令和5年4月2日から令和5年9月30日までです。

3件目は、〇〇〇〇氏で、〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。  
期間は、令和5年4月1日から令和6年3月9日までです。

専決第3号は、3件の県費負担市町村職員の任免その他進退に係る内申についてです。

1件目は、〇〇〇〇氏で、〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。  
期間は、令和5年4月1日から令和5年9月30日までです。

2件目は、〇〇〇〇氏と〇〇〇〇氏で、〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。

期間は、令和5年4月1日から令和5年9月30日までです。

3件目は、〇〇〇〇氏で、〇〇〇〇学校会計年度任用職員に内申するものです。  
期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までです。

専決第4号は、県費負担市町村職員の任免その他進退に係る内申についてです。  
当該職員に〇〇〇〇氏を〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。

期間は、令和5年4月1日から令和5年9月30日までです。

専決第5号は、県費負担市町村職員の任免その他進退に係る内申についてです。  
当該職員に〇〇〇〇氏を〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。

期間は、令和5年4月19日から令和5年7月31日までです。

専決第7号は、〇〇〇〇氏で、〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。

期間は、令和5年4月1日から令和5年9月30日までです。

以上になります。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

## ○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第1号について、採決します。お諮りします。  
本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第5、報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

## ○課長

報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」御説明いたします。

報告第2号につきましては、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく専決処分しました専決第6号「川南町会計年度任用職員の任用について」、教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものでございます。

専決第6号は、川南町会計年度任用職員の任用について地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2の規定により任用するものです。13ページの令和5年度町会計年度任用職員一覧表にて御確認ください。学校ごとに町事務、図書事務、学校支援員、スクールサポートスタッフ、部活動指導員、ALT、技術員、生涯学習センター事務補助、学校調理場事務の職員を記載しています。

期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までです。

以上です。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

#### ○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

#### ○富山委員

部活動指導員が配置されていない部活は、引き続き教員が指導を行わないといけないということでしょうか。

#### ○課長

昨年度末、公募を掛けて人材バンクに登録をさせてもらった方に部活動指導員をお願いしております。大半の方がこれまで外部指導者として、部活動に携わってくださっている方になります。町職員で外部指導者として野球、バレーを指導しているものもいますが、公務員を部活動指導員に任用することは非常に難しい状況にあります。現段階で、部活動指導員が配置できていない部は、教員に指導、引率をお願いすることになります。今後も引き続き公募を行い、すべての部活に部活動指導員を配置できるようにしていきたいと考えています。

#### ○教育長

その他質疑はありませんか。

#### ○椎木委員

柔道部は、2名配置されていますが男女それぞれということですか。

#### ○課長

男女別というわけではありません。

#### ○教育長

その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第2号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第6、報告第3号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

## ○課長

報告第3号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」御説明いたします。

報告第3号につきましては、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく専決処分しました専決第8号「川南町社会教育指導員の任命について」、教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものでございます。

専決第8号は、森隆茂氏と樋高智子氏の2名を川南町社会教育指導員に任命するものです。

期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までです。

以上です。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

## ○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

## ○富山委員

改めて確認させてください。社会教育指導員の業務内容とそれぞれの勤務年数を教えてください。

## ○課長

生涯学習、社会教育の振興を図ることを目的に配置しております。今年度で3年目と2年目になります。

## ○教育長

その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから報告第3号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第3号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり可決されました。日程第7、報告第4号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

## ○課長

報告第4号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」御説明いたします。

報告第4号につきましては、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく専決処分しました専決第9号「川南町社会教育委員の委嘱について」、教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものでございます。

専決第9号は、川南町社会教育委員の委嘱についてです。

記載の5名を川南町社会教育委員に委嘱するものです。

期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までです。

以上です。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

## ○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから報告第4号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第4号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第8、報告第5号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

#### ○課長

報告第5号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」御説明いたします。

報告第5号につきましては、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく専決処分しました専決第10号「川南町学校給食共同調理場運営協議会委員の委嘱について」、教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものでございます。

専決第10号は、川南町学校給食共同調理場運営協議会委員の委嘱についてです。記載の20名について委嘱するものです。

委嘱の期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までです。

以上です。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

#### ○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから報告第5号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第5号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第9、報告第6号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

#### ○課長

報告第6号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」御説明いたします。

報告第6号につきましては、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく専決処分しました専決第11号「川南町教育委員会職員の病気休暇について」、教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものでございます。

専決第11号は、川南町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年川南町条例第18号）第16条の規定により、病気休暇を承認するものです。

教育委員会の当該職員は、教育課 ○○○○氏です。

期間は、令和5年4月10日から令和5年7月9日までです。

以上です。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。



○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○本多委員

不在の間はどのような対応をされるのですか。

○課長

財務会計については、教育施設系の会計年度任用職員にお願いし、その他の業務は、私に対応しております。

○川添委員

期間内に復帰することができるのですか。

○課長

本人とは、復帰に向けていろいろと話しておりますが、どうなるかは分かりません。

○教育長

その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから報告第6号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第6号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第10、「その他」に入ります。まず事務局から連絡等があれば願います。

○課長

ありません。

○教育長

教育委員の皆様から、何かございませんか。

〔「ありません」と言う声あり〕

他になければ次回定例会の日程についてお諮りします。今回は、5月25日としてよろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なし、ということで次回定例会の日程につきましては、5月25日木曜日午前9時30分から定例会を行うことに決定しました。これで、令和5年第4回川南町教育委員会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

上記は、川南町教育委員会のでん末に相違ないことを証明する。

令和5年5月25日

川南町教育委員会 教育長 坂本 幹夫

川南町教育委員会 教育委員 川添 健一